四　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第三条第一項の臨床工学技士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　臨床工学技士法施行規則第四条の臨床工学技士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の二の四　法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の義肢装具士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　義肢装具士法による義肢装具士免許証に関する事務

三　義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第三条第一項の義肢装具士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　義肢装具士法施行規則第四条の義肢装具士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第四十六条の二の五　法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の救急救命士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　救急救命士法による救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書に関する事務

三　救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第四条の救急救命士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

［新設］

第四十六条の三　法別表第一の九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第四十七条　法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条　法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　略］

第四十八条の二　法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十六条の三　法別表第一の六十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第四十七条　法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条　法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～七　同上］

第四十八条の二　法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。